



宮 崎 県 公 報

平成28年3月31日(木曜日) 第 2781 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示

○指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 1	頁
○指定居宅介護支援事業者の指定…………… (“) 2	
○指定介護予防サービス事業者の指定…………… (“) 2	
○指定居宅サービス事業の廃止…………… (“) 3	
○指定居宅介護支援事業の廃止…………… (“) 3	
○指定介護予防サービス事業の廃止…………… (“) 3	
○重要生息地の指定…………… (自然環境課) 4	
○宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示…………… (管理課) 4	
○道路の区域の決定…………… (道路保全課) 5	
○道路の区域の変更 (2 件) …………… (“) 5	
○土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 6	

○土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 9	
○港湾施設の概要の公示 (2 件) …………… (港湾課) 13	
○港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則別表第 4 の荷さばき地、野積場及び駐車場の級地の区域並びに別表第 5 のその他の工作物を設置する用地及びその他の用地の級地の区域…………… (“) 14	
○都市計画事業の変更の認可 (4 件) …………… (都市計画課) 14	

訓 令

○宮崎県職員人事評価実施規程…………… (人事課) 15	
○宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程の一部を改正する訓令…………… (財政課) 16	
○県議会議務局等の予算執行事務等専決規程の一部を改正する訓令…………… (“) 17	

公 告

○宮崎県土地利用基本計画の変更の公表…………… (中山間・地域政策課) 17	
--	--

告 示

宮崎県告示第 225号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成28年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 險 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4570203846	デイサービスセンター絆愛	宮崎県都城市葦原町2978-14	株式会社絆	宮崎県都城市平塚町9964番地5	平成28年2月1日	通所介護
4570302507	通所介護事業所櫻西階町	宮崎県延岡市野地町2丁目3925-17	株式会社九州ケアライン	宮崎県延岡市稲葉崎町五丁目716番地73	平成28年2月1日	通所介護
4570601304	デイサービス陽春	宮崎県日向市梶木町1丁目5番地2	合同会社プラスワン	宮崎県日向市北町3番25号	平成28年2月1日	通所介護
4570800682	訪問介護ステーション高台	宮崎県西都市都於郡町5666番地	株式会社訓範	宮崎県西都市都於郡町5666番地	平成28年2月1日	訪問介護
4571900994	あっぱれデイサービスセンター	宮崎県東諸県郡国富町田尻49番地1	株式会社一利喜	宮崎県東諸県郡国富町田尻49番地1	平成28年2月1日	通所介護
4572101204	株式会社金丸慶蔵商店	宮崎県東臼杵郡門川町上町六丁目24番地	株式会社金丸慶蔵商店	宮崎県東臼杵郡門川町上町六丁目24番地	平成28年2月1日	福祉用具貸与
4572101204	株式会社金丸慶蔵商店	宮崎県東臼杵郡門川町上町六丁目24番地	株式会社金丸慶蔵商店	宮崎県東臼杵郡門川町上町六丁目24番地	平成28年2月1日	特定福祉用具販売
4570203861	通所介護事業所ふ	宮崎県都城市大岩	株式会社笑楽福祉	宮崎県都城市梅北	平成28年2月10日	通所介護

	くふく	田町5320番地	会	町4417番地 2		
4571800566	デイサービス 心和 COCOWA	宮崎県西諸県郡高原町西麓3417番地	株式会社LEAN IN	宮崎県西諸県郡高原町西麓3417番地	平成28年 2月26日	通所介護
4572001602	デイサービスセンター はびねす	宮崎県児湯郡川南町川南 27483番地	株式会社洋幸	宮崎県児湯郡川南町川南 27483番地	平成28年 2月26日	通所介護
4570800690	訪問介護サービス事業所 喜びの家	宮崎県西都市上三財中村5700番地 3	株式会社 喜びの家	宮崎県宮崎市神宮町 472番地 3	平成28年 2月29日	訪問介護

宮崎県告示第 226号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第46条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成28年 3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業		指定居宅介護支援者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4572001594	居宅介護支援事業所たばた	宮崎県児湯郡都農町川北 16794番地 7	合同会社たばた	宮崎県児湯郡都農町川北 16794番地 7	平成28年 2月 1日	居宅介護支援
4570203838	指定居宅介護支援事業所 あおい	宮崎県都城市上川東一丁目21号 2番地	合同会社あおい	宮崎県都城市上川東一丁目21号 2番地	平成28年 2月 1日	居宅介護支援
4570203853	居宅介護支援事業所 リング	宮崎県都城市都北町 988- 2	合同会社輪リング	宮崎県都城市郡元四丁目12番地11	平成28年 2月 1日	居宅介護支援
4571900986	ケアプランぬくもり	宮崎県東諸県郡綾町南俣 622番地 3	医療法人綾風会	宮崎県東諸県郡綾町南俣 622番地 3	平成28年 2月 1日	居宅介護支援

宮崎県告示第 227号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第53条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成28年 3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570203846	デイサービスセンター絆愛	宮崎県都城市葦原町2978-14	株式会社絆	宮崎県都城市平塚町9964番地 5	平成28年 2月 1日	介護予防通所介護
4570302507	通所介護事業所櫻西階町	宮崎県延岡市野地町 2 丁目3925- 1 17	株式会社九州ケアライン	宮崎県延岡市稲葉崎町五丁目 716番地73	平成28年 2月 1日	介護予防通所介護
4570601304	デイサービス陽春	宮崎県日向市梶木町 1 丁目 5 番地 2	合同会社プラスワン	宮崎県日向市北町 3 番25号	平成28年 2月 1日	介護予防通所介護
4570800682	訪問介護ステーション高台	宮崎県西都市都於郡町5666番地	株式会社訓範	宮崎県西都市都於郡町5666番地	平成28年 2月 1日	介護予防訪問介護
4572101204	株式会社金丸慶蔵商店	宮崎県東臼杵郡門川町上町六丁目24番地	株式会社金丸慶蔵商店	宮崎県東臼杵郡門川町上町六丁目24番地	平成28年 2月 1日	特定介護予防福祉用具販売
4572101204	株式会社金丸慶蔵商店	宮崎県東臼杵郡門川町上町六丁目24番地	株式会社金丸慶蔵商店	宮崎県東臼杵郡門川町上町六丁目24番地	平成28年 2月 1日	介護予防福祉用具貸与
4570203861	通所介護事業所ふ	宮崎県都城市大岩	株式会社笑楽福祉	宮崎県都城市梅北	平成28年 2月10日	介護予防通所介護

	くふく	田町5320番地	会	町4417番地2		護
4571800566	デイサービス 心和 COCOWA	宮崎県西諸県郡高 原町西麓3417番地	株式会社LEAN IN	宮崎県西諸県郡高 原町西麓3417番地	平成28年2月26日	介護予防通所介 護
4570800690	訪問介護サービス 事業所 喜びの家	宮崎県西都市上三 財中村5700番地3	株式会社 喜びの 家	宮崎県宮崎市神宮 町 472番地3	平成28年2月29日	介護予防訪問介 護

宮崎県告示第 228号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定
居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成28年3月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保 険事 業 所 番 号	指定居宅サービス 事業所		指定居宅サービス 事業者		廃止 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称	主たる事務 所の所在地		
4572000208	社会福祉法人高鍋 町社会福祉協議会 訪問入浴介護事業 所	宮崎県児湯郡高鍋 町北高鍋 300	社会福祉法人高鍋 町社会福祉協議会	宮崎県児湯郡高鍋 町北高鍋 300	平成28年2月1日	訪問入浴介護
4570201113	介護サービス愛和 企業組合	宮崎県都城市一万 城町80番地5	介護サービス愛和 企業組合	宮崎県都城市一万 城町80番地5	平成28年2月29日	訪問介護
4572000984	デイサービスセン ターすみれ	宮崎県児湯郡川南 町川南 16138番地 12	株式会社作松	宮崎県児湯郡川南 町川南 16138番地 12	平成28年2月29日	通所介護

宮崎県告示第 229号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定
居宅介護支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成28年3月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保 険事 業 所 番 号	指定居宅介護支 援事業所		指定居宅介護支 援事業者		廃止 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称	主たる事務 所の所在地		
4571900747	居宅介護支援事業 所なすな	宮崎県東諸県郡国 富町本庄1987番地 3	合同会社なすな	宮崎県東諸県郡国 富町本庄1987番地 3	平成28年2月28日	居宅介護支援

宮崎県告示第 230号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により
、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があっ
た。

平成28年3月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保 険事 業 所 番 号	指定介護予防 サービス事業所		指定介護予防 サービス事業者		廃止 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称	主たる事務 所の所在地		
4572000208	社会福祉法人高鍋 町社会福祉協議会 訪問入浴介護事業 所	宮崎県児湯郡高鍋 町北高鍋 300	社会福祉法人高鍋 町社会福祉協議会	宮崎県児湯郡高鍋 町北高鍋 300	平成28年2月1日	介護予防訪問入 浴介護

4570201113	介護サービス愛和企業組合	宮崎県都城市一万城町80番地 5	介護サービス愛和企業組合	宮崎県都城市一万城町80番地 5	平成28年 2 月29日	介護予防訪問介護
4572000984	デイサービスセンターすみれ	宮崎県児湯郡川南町川南 16138番地 12	株式会社作松	宮崎県児湯郡川南町川南 16138番地 12	平成28年 2 月29日	介護予防通所介護

宮崎県告示第 231号

宮崎県野生動物植物の保護に関する条例（平成17年宮崎県条例第84号）第23条第1項の規定により、次のとおり重要生息地を指定する。

平成28年 3 月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 名称
一ツ葉入江重要生息地
- 2 指定の区域
宮崎市新別府町の一ツ葉入江
- 3 指定の区域の保護に関する指針

- (1) 野生動物植物の個体群の生息・生育のために確保すべき環境
一ツ葉入江は、水域を中心とした漁業者が入らない良好な環境であり、重要な水生生物が生息し、及び植物が生育している。また、県指定希少野生動物植物であるコアジサシの繁殖地でもある。
- (2) 生息・生育環境の維持のための管理の方針
当該区域は、これまで、地域住民による環境保全活動や学習活動が頻繁に行われてきたところである。今後も(1)で掲げた生息地等の環境を確保するため、こうした保護活動や学習活動について、動植物の生息地や生息・生育環境に支障を及ぼさない適切な時期に、適切な方法で継続することで、一ツ葉入江の生態系を維持するよう努める。

宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示をここに公表する。

平成28年 3 月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 232号

宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示

宮崎県工事請負契約約款（平成 8 年宮崎県告示第 515号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(前金払)</p> <p>第34条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 発注者は、受注者が第6項に規定する期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項に規定する期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年 2.9パーセント</u>の割合（この場合における年当たりの割合は、<u>閏年の日を含む期間</u>についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p> <p>(履行遅滞の場合における損害金等)</p> <p>第45条 [略]</p> <p>2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>年 2.9パーセント</u>の割合（この場合における年当たりの割合は、<u>閏年の日を含む期間</u>についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額とする。</p> <p>3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年 2.9パーセント</u>の割合（この場合における年当たりの割合は、<u>閏年の日を含む期間</u>についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第49条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の場合において、第34条（第40条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額</p>	<p>(前金払)</p> <p>第34条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 発注者は、受注者が第6項に規定する期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項に規定する期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年 2.8パーセント</u>の割合（この場合における年当たりの割合は、<u>閏年の日を含む期間</u>についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p> <p>(履行遅滞の場合における損害金等)</p> <p>第45条 [略]</p> <p>2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>年 2.8パーセント</u>の割合（この場合における年当たりの割合は、<u>閏年の日を含む期間</u>についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額とする。</p> <p>3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年 2.8パーセント</u>の割合（この場合における年当たりの割合は、<u>閏年の日を含む期間</u>についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第49条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の場合において、第34条（第40条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額</p>

(第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第46条又は第46条の2の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年 2.9パーセントの割合(この場合における年当たりの割合は、¹閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4～8 [略]

(賠償金等の徴収)

第51条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年 2.9パーセントの割合(この場合における年当たりの割合は、¹閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。以下この条において同じ。)で計算した利息を付した額と発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の規定により追徴する場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年 2.9パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

宮崎県告示第 233号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

なお、関係図面は、平成28年3月31日から平成28年4月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
	国道	国道 3 27号	日向市大字平岩字南前田7914番1地先から同市大字塩見字片白 106 57番1地先まで	11.7～63.7	2789.8

宮崎県告示第 234号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年3月31日から平成28年4月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

(第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第46条又は第46条の2の規定によるときにあってはその余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年 2.8パーセントの割合(この場合における年当たりの割合は、¹閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあってはその余剰額を発注者に返還しなければならない。

4～8 [略]

(賠償金等の徴収)

第51条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年 2.8パーセントの割合(この場合における年当たりの割合は、¹閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。以下この条において同じ。)で計算した利息を付した額と発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の規定により追徴する場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年 2.8パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
	国道	国道 3 27号	日向市大字塩見字新道ケ下 10770 番1地先から同市同大字字片白 1 0652番1地先まで	旧	9.6～17.7	253.3
				新	9.6～17.9	253.3

宮崎県告示第 235号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年3月31日から平成28年4月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
225	県道	八重原延岡線	東臼杵郡門川町大字川内字阿仙原 2149番3地	旧	6.6～7.4	22.2
				新	6.6～	22.2

		先から同郡 同町同大字 同字2149番 3地先まで		8.2	
--	--	------------------------------------	--	-----	--

宮崎県告示第 236号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成28年3月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域 の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	
都 城 市	石原谷 1	04-202-1-009	土 石 流	
	石原谷 2	04-202-1-010	土 石 流	
	石原谷 3	04-202-1-011	土 石 流	
	石原谷 4	04-202-1-012	土 石 流	
	中原谷 1	04-202-1-013	土 石 流	
	中原谷 1 - 新①	04-202-1-013 -新①	土 石 流	
	東折田代谷 - 1	04-202-1-016	土 石 流	
	東田野谷	04-202-1-017	土 石 流	
	宮の前谷	04-202-1-020	土 石 流	
	幣次谷	04-202-1-021	土 石 流	
	幣次谷-新 ①	04-202-1-021 -新①	土 石 流	
	小椎山谷	04-202-1-022	土 石 流	
	渡司川	04-202-1-502	土 石 流	
	笠岩谷	04-202-2-004	土 石 流	
	鹿の川内谷	04-202-2-005	土 石 流	
	鹿の川内谷 -新①	04-202-2-005 -新①	土 石 流	

鹿の川内谷 -新②	04-202-2-005 -新②	土 石 流	
鹿の川内谷 -新③	04-202-2-005 -新③	土 石 流	
鹿の川内谷 -新④	04-202-2-005 -新④	土 石 流	
鹿の川内谷 -新⑤	04-202-2-005 -新⑤	土 石 流	
平沢津谷	04-202-2-006	土 石 流	
中原谷 2	04-202-2-007	土 石 流	
中村谷 1	04-202-2-008	土 石 流	
中村谷 2	04-202-2-009	土 石 流	
中村谷 2 - 新①	04-202-2-009 -新①	土 石 流	
西田野谷 1	04-202-2-010	土 石 流	
西田野谷 1 -新①	04-202-2-010 -新①	土 石 流	
西田野谷 2	04-202-2-011	土 石 流	
西折田代谷 - 1	04-202-2-012	土 石 流	
西折田代谷 - 2	04-202-2-013	土 石 流	
東折田代	04-202-2-016	土 石 流	
宮島谷	04-202-2-025	土 石 流	
渡司川 3	04-202-2-502	土 石 流	
馬渡川 1	04-202-2-503	土 石 流	
馬渡川 2	04-202-2-504	土 石 流	
妙寺ヶ谷 1	04-342-1-004	土 石 流	
妙寺ヶ谷 2	04-342-1-005	土 石 流	
奈留谷	04-342-1-006	土 石 流	
影平谷	04-342-1-007	土 石 流	

青井岳谷 1	04- 342- 1 - 008	土 石 流	大倉田 1 - 新①	I - 1 - 0541 - 新①	急傾斜地の崩壊
青井岳谷 2	04- 342- 1 - 009	土 石 流	折 田 代	I - 1 - 0546	急傾斜地の崩壊
飛松谷 1	04- 342- 1 - 010	土 石 流	東 田 野	I - 1 - 0548	急傾斜地の崩壊
飛松谷 1 - 新①	04- 342- 1 - 010 - 新①	土 石 流	東田野-新①	I - 1 - 0548 - 新①	急傾斜地の崩壊
中河内谷	04- 342- 2 - 001	土 石 流	東田野-新②	I - 1 - 0548 - 新②	急傾斜地の崩壊
中河内谷-新①	04- 342- 2 - 001 - 新①	土 石 流	東田野 2	I - 1 - 0549	急傾斜地の崩壊
飛松谷 2	04- 342- 2 - 002	土 石 流	石 原 1	I - 1 - 0579	急傾斜地の崩壊
飛松谷 3	04- 342- 2 - 003	土 石 流	中 石 原	I - 1 - 0580	急傾斜地の崩壊
西牛ノ脛	I - 1 - 0524	急傾斜地の崩壊	田 野	I - 1 - 0582	急傾斜地の崩壊
渡 司	I - 1 - 0529	急傾斜地の崩壊	宮 島	I - 1 - 2073	急傾斜地の崩壊
渡 司 2	I - 1 - 0530	急傾斜地の崩壊	宮島-新①	I - 1 - 2073 - 新①	急傾斜地の崩壊
今ヶ倉	I - 1 - 0531	急傾斜地の崩壊	宮島-新②	I - 1 - 2073 - 新②	急傾斜地の崩壊
今ヶ倉-新①	I - 1 - 0531 - 新①	急傾斜地の崩壊	大倉田 2	I - 1 - 3165	急傾斜地の崩壊
今ヶ倉-新②	I - 1 - 0531 - 新②	急傾斜地の崩壊	宮 前	I - 1 - 3170	急傾斜地の崩壊
今ヶ倉-新③	I - 1 - 0531 - 新③	急傾斜地の崩壊	藤ヶ尾	I - 1 - 3193	急傾斜地の崩壊
白 谷	I - 1 - 0532	急傾斜地の崩壊	藤ヶ尾-新①	I - 1 - 3193 - 新①	急傾斜地の崩壊
中 村	I - 1 - 0535	急傾斜地の崩壊	藤ヶ尾-新②	I - 1 - 3193 - 新②	急傾斜地の崩壊
中 村 2	I - 1 - 0536	急傾斜地の崩壊	藤ヶ尾-新③	I - 1 - 3193 - 新③	急傾斜地の崩壊
幣 次	I - 1 - 0537	急傾斜地の崩壊	西田野 3	I - 1 - 3198	急傾斜地の崩壊
小 椎 山	I - 1 - 0538	急傾斜地の崩壊	渡 司 3	I - 1 - 3219	急傾斜地の崩壊
小椎山 2	I - 1 - 0539	急傾斜地の崩壊	尾 首 山	II - 1 - 0527	急傾斜地の崩壊
小椎山 2 - 新①	I - 1 - 0539 - 新①	急傾斜地の崩壊	馬 渡	II - 1 - 0528	急傾斜地の崩壊
竹 山 1	I - 1 - 0540	急傾斜地の崩壊	馬渡-新①	II - 1 - 0528 - 新①	急傾斜地の崩壊
大倉田 1	I - 1 - 0541	急傾斜地の崩壊	西折田代 1	II - 1 - 0547	急傾斜地の崩壊

西 田 野	Ⅱ - 1 - 0550	急傾斜地の崩壊	東 田 野 4	Ⅱ - 1 - 4896	急傾斜地の崩壊
西 田 野 2	Ⅱ - 1 - 0551	急傾斜地の崩壊	東 田 野 5	Ⅱ - 1 - 4897	急傾斜地の崩壊
荒 襲 - 1	Ⅱ - 1 - 4847	急傾斜地の崩壊	東 田 野 6	Ⅱ - 1 - 4898	急傾斜地の崩壊
荒 襲 - 1 - 新①	Ⅱ - 1 - 4847 - 新①	急傾斜地の崩壊	西 田 野 5	Ⅱ - 1 - 4899	急傾斜地の崩壊
荒 襲 - 2	Ⅱ - 1 - 4848	急傾斜地の崩壊	西 田 野 6	Ⅱ - 1 - 4900	急傾斜地の崩壊
荒 襲 - 3	Ⅱ - 1 - 4849	急傾斜地の崩壊	西 田 野 7	Ⅱ - 1 - 4901	急傾斜地の崩壊
荒 襲 - 4	Ⅱ - 1 - 4850	急傾斜地の崩壊	西 田 野 8	Ⅱ - 1 - 4902	急傾斜地の崩壊
荒 襲 - 5	Ⅱ - 1 - 4851	急傾斜地の崩壊	田 野 - 1	Ⅱ - 1 - 4903	急傾斜地の崩壊
折 田 代 - 1	Ⅱ - 1 - 4852	急傾斜地の崩壊	田 野 - 2	Ⅱ - 1 - 4904	急傾斜地の崩壊
折 田 代 - 1 - 新①	Ⅱ - 1 - 4852 - 新①	急傾斜地の崩壊	渡 司 4	Ⅱ - 1 - 4924	急傾斜地の崩壊
折 田 代 - 1 - 新②	Ⅱ - 1 - 4852 - 新②	急傾斜地の崩壊	渡 司 5	Ⅱ - 1 - 4925	急傾斜地の崩壊
折 田 代 - 1 - 新③	Ⅱ - 1 - 4852 - 新③	急傾斜地の崩壊	渡 司 6	Ⅱ - 1 - 4926	急傾斜地の崩壊
折 田 代 - 2	Ⅱ - 1 - 4853	急傾斜地の崩壊	渡 司 7	Ⅱ - 1 - 4927	急傾斜地の崩壊
折 田 代 - 2 - 新①	Ⅱ - 1 - 4853 - 新①	急傾斜地の崩壊	渡 司 8	Ⅱ - 1 - 4928	急傾斜地の崩壊
折 田 代 - 3	Ⅱ - 1 - 4854	急傾斜地の崩壊	渡 司 9	Ⅱ - 1 - 4929	急傾斜地の崩壊
折 田 代 - 3 - 新①	Ⅱ - 1 - 4854 - 新①	急傾斜地の崩壊	渡 司 10	Ⅱ - 1 - 4930	急傾斜地の崩壊
西 折 田 代 - 1	Ⅱ - 1 - 4855	急傾斜地の崩壊	渡 司 11	Ⅱ - 1 - 4931	急傾斜地の崩壊
作 の 久 保	Ⅱ - 1 - 4856	急傾斜地の崩壊	今 ヶ 倉 - 1	Ⅱ - 1 - 4932	急傾斜地の崩壊
尾 首 山 - 1	Ⅱ - 1 - 4888	急傾斜地の崩壊	今 ヶ 倉 - 1 - 新①	Ⅱ - 1 - 4932 - 新①	急傾斜地の崩壊
尾 首 山 - 2	Ⅱ - 1 - 4889	急傾斜地の崩壊	今 ヶ 倉 - 2	Ⅱ - 1 - 4933	急傾斜地の崩壊
尾 首 山 - 3	Ⅱ - 1 - 4890	急傾斜地の崩壊	今 ヶ 倉 - 3	Ⅱ - 1 - 4934	急傾斜地の崩壊
東 田 野 3	Ⅱ - 1 - 4895	急傾斜地の崩壊	竹 山 - 1	Ⅱ - 1 - 4935	急傾斜地の崩壊
東 田 野 3 - 新①	Ⅱ - 1 - 4895 - 新①	急傾斜地の崩壊	竹 山 - 2	Ⅱ - 1 - 4936	急傾斜地の崩壊
			竹 山 - 3	Ⅱ - 1 - 4937	急傾斜地の崩壊
			竹 山 - 4	Ⅱ - 1 - 4938	急傾斜地の崩壊
			竹 山 - 5	Ⅱ - 1 - 4939	急傾斜地の崩壊

竹山-5-新①	Ⅱ-1-4939-新①	急傾斜地の崩壊	天神川原-新②	I-1-0621-新②	急傾斜地の崩壊
大倉田-2	Ⅱ-1-4941	急傾斜地の崩壊	奈 留	I-1-0633	急傾斜地の崩壊
大倉田-2-新①	Ⅱ-1-4941-新①	急傾斜地の崩壊	奈留-新①	I-1-0633-新①	急傾斜地の崩壊
中 村 3	Ⅱ-1-4942	急傾斜地の崩壊	妙寺ヶ谷-2	I-1-3240	急傾斜地の崩壊
中村3-新①	Ⅱ-1-4942-新①	急傾斜地の崩壊	天 神 一	I-1-3241	急傾斜地の崩壊
白 谷 - 1	Ⅱ-1-4943	急傾斜地の崩壊	青 井 岳	I-1-3242	急傾斜地の崩壊
白谷-1-新①	Ⅱ-1-4943-新①	急傾斜地の崩壊	青井岳-新①	I-1-3242-新①	急傾斜地の崩壊
白 谷 - 2	Ⅱ-1-4944	急傾斜地の崩壊	飛 松	Ⅱ-1-0619	急傾斜地の崩壊
白 谷 - 3	Ⅱ-1-4945	急傾斜地の崩壊	中河内-1	Ⅱ-1-5072	急傾斜地の崩壊
笠 岩 - 1	Ⅱ-1-4975	急傾斜地の崩壊	中河内-2	Ⅱ-1-5073	急傾斜地の崩壊
笠 岩 - 2	Ⅱ-1-4976	急傾斜地の崩壊	中河内-3	Ⅱ-1-5074	急傾斜地の崩壊
鹿ノ川内-1	Ⅱ-1-4977	急傾斜地の崩壊	飛 松 - 1	Ⅱ-1-5075	急傾斜地の崩壊
鹿ノ川内-2	Ⅱ-1-4978	急傾斜地の崩壊	飛 松 - 2	Ⅱ-1-5076	急傾斜地の崩壊
鹿ノ川内-2-新①	Ⅱ-1-4978-新①	急傾斜地の崩壊	飛 松 開 拓	Ⅱ-1-5077	急傾斜地の崩壊
鹿ノ川内-3	Ⅱ-1-4979	急傾斜地の崩壊	飛松開拓-新①	Ⅱ-1-5077-新①	急傾斜地の崩壊
鹿ノ川内-4	Ⅱ-1-4980	急傾斜地の崩壊	飛 松 - 3	Ⅱ-1-5078	急傾斜地の崩壊
石 原 - 1	Ⅱ-1-4981	急傾斜地の崩壊			
中 原 - 3	Ⅱ-1-4987	急傾斜地の崩壊			
荒 襲 - 6	Ⅱ-2-0343	急傾斜地の崩壊			
雅 楽	I-1-0620	急傾斜地の崩壊			
天神川原	I-1-0621	急傾斜地の崩壊			
天神川原-新①	I-1-0621-新①	急傾斜地の崩壊			

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び都城土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 237号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成28年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 箇 所 (溪 流) 番 号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
都 城 市	石原谷1	04-202-1-009	土 石 流
	石原谷2	04-202-1-010	土 石 流

石原谷 3	04-202-1-011	土 石 流	渡司川 3	04-202-2-502	土 石 流
石原谷 4	04-202-1-012	土 石 流	馬渡川 1	04-202-2-503	土 石 流
中原谷 1	04-202-1-013	土 石 流	青井岳谷 1	04-342-1-008	土 石 流
東折田代谷 - 1	04-202-1-016	土 石 流	飛松谷 1	04-342-1-010	土 石 流
幣次谷	04-202-1-021	土 石 流	飛松谷 1 - 新①	04-342-1-010 -新①	土 石 流
幣次谷 - 新 ①	04-202-1-021 -新①	土 石 流	中河内谷	04-342-2-001	土 石 流
渡司川	04-202-1-502	土 石 流	中河内谷 - 新①	04-342-2-001 -新①	土 石 流
笠岩谷	04-202-2-004	土 石 流	飛松谷 2	04-342-2-002	土 石 流
鹿の川内谷 - 新①	04-202-2-005 -新①	土 石 流	飛松谷 3	04-342-2-003	土 石 流
鹿の川内谷 - 新②	04-202-2-005 -新②	土 石 流	西牛ノ脛	I-1-0524	急傾斜地の崩壊
鹿の川内谷 - 新③	04-202-2-005 -新③	土 石 流	渡 司	I-1-0529	急傾斜地の崩壊
鹿の川内谷 - 新④	04-202-2-005 -新④	土 石 流	渡 司 2	I-1-0530	急傾斜地の崩壊
鹿の川内谷 - 新⑤	04-202-2-005 -新⑤	土 石 流	今ヶ倉	I-1-0531	急傾斜地の崩壊
平沢津谷	04-202-2-006	土 石 流	今ヶ倉 - 新 ①	I-1-0531 - 新①	急傾斜地の崩壊
中原谷 2	04-202-2-007	土 石 流	今ヶ倉 - 新 ②	I-1-0531 - 新②	急傾斜地の崩壊
中村谷 1	04-202-2-008	土 石 流	今ヶ倉 - 新 ③	I-1-0531 - 新③	急傾斜地の崩壊
中村谷 2 - 新①	04-202-2-009 -新①	土 石 流	白 谷	I-1-0532	急傾斜地の崩壊
西田野谷 2	04-202-2-011	土 石 流	中 村	I-1-0535	急傾斜地の崩壊
西折田代谷 - 1	04-202-2-012	土 石 流	中 村 2	I-1-0536	急傾斜地の崩壊
西折田代谷 - 2	04-202-2-013	土 石 流	幣 次	I-1-0537	急傾斜地の崩壊
東折田代	04-202-2-016	土 石 流	小 椎 山	I-1-0538	急傾斜地の崩壊
宮 島 谷	04-202-2-025	土 石 流	小 椎 山 2	I-1-0539	急傾斜地の崩壊
			小 椎 山 2 - 新①	I-1-0539 - 新①	急傾斜地の崩壊
			竹 山 1	I-1-0540	急傾斜地の崩壊

大倉田 1	I - 1 - 0541	急傾斜地の崩壊	西折田代 1	II - 1 - 0547	急傾斜地の崩壊
大倉田 1 - 新①	I - 1 - 0541 - 新①	急傾斜地の崩壊	西 田 野	II - 1 - 0550	急傾斜地の崩壊
折 田 代	I - 1 - 0546	急傾斜地の崩壊	西田野 2	II - 1 - 0551	急傾斜地の崩壊
東 田 野	I - 1 - 0548	急傾斜地の崩壊	荒 襲 - 1	II - 1 - 4847	急傾斜地の崩壊
東田野 - 新①	I - 1 - 0548 - 新①	急傾斜地の崩壊	荒襲 - 1 - 新①	II - 1 - 4847 - 新①	急傾斜地の崩壊
東田野 - 新②	I - 1 - 0548 - 新②	急傾斜地の崩壊	荒 襲 - 2	II - 1 - 4848	急傾斜地の崩壊
東田野 2	I - 1 - 0549	急傾斜地の崩壊	荒 襲 - 3	II - 1 - 4849	急傾斜地の崩壊
石 原 1	I - 1 - 0579	急傾斜地の崩壊	荒 襲 - 4	II - 1 - 4850	急傾斜地の崩壊
中 石 原	I - 1 - 0580	急傾斜地の崩壊	荒 襲 - 5	II - 1 - 4851	急傾斜地の崩壊
田 野	I - 1 - 0582	急傾斜地の崩壊	折田代 - 1	II - 1 - 4852	急傾斜地の崩壊
宮 島	I - 1 - 2073	急傾斜地の崩壊	折田代 - 1 - 新①	II - 1 - 4852 - 新①	急傾斜地の崩壊
宮島 - 新①	I - 1 - 2073 - 新①	急傾斜地の崩壊	折田代 - 1 - 新②	II - 1 - 4852 - 新②	急傾斜地の崩壊
宮島 - 新②	I - 1 - 2073 - 新②	急傾斜地の崩壊	折田代 - 1 - 新③	II - 1 - 4852 - 新③	急傾斜地の崩壊
大倉田 2	I - 1 - 3165	急傾斜地の崩壊	折田代 - 2	II - 1 - 4853	急傾斜地の崩壊
宮 前	I - 1 - 3170	急傾斜地の崩壊	折田代 - 2 - 新①	II - 1 - 4853 - 新①	急傾斜地の崩壊
藤ヶ尾	I - 1 - 3193	急傾斜地の崩壊	折田代 - 3	II - 1 - 4854	急傾斜地の崩壊
藤ヶ尾 - 新①	I - 1 - 3193 - 新①	急傾斜地の崩壊	折田代 - 3 - 新①	II - 1 - 4854 - 新①	急傾斜地の崩壊
藤ヶ尾 - 新②	I - 1 - 3193 - 新②	急傾斜地の崩壊	西折田代 - 1	II - 1 - 4855	急傾斜地の崩壊
藤ヶ尾 - 新③	I - 1 - 3193 - 新③	急傾斜地の崩壊	作の久保	II - 1 - 4856	急傾斜地の崩壊
西田野 3	I - 1 - 3198	急傾斜地の崩壊	尾首山 - 1	II - 1 - 4888	急傾斜地の崩壊
渡 司 3	I - 1 - 3219	急傾斜地の崩壊	尾首山 - 2	II - 1 - 4889	急傾斜地の崩壊
尾 首 山	II - 1 - 0527	急傾斜地の崩壊	尾首山 - 3	II - 1 - 4890	急傾斜地の崩壊
馬 渡	II - 1 - 0528	急傾斜地の崩壊	東田野 3	II - 1 - 4895	急傾斜地の崩壊
馬渡 - 新①	II - 1 - 0528 - 新①	急傾斜地の崩壊			

東田野 3 - 新①	Ⅱ - 1 - 4895 - 新①	急傾斜地の崩壊	竹山 - 5 - 新①	Ⅱ - 1 - 4939 - 新①	急傾斜地の崩壊
東田野 4	Ⅱ - 1 - 4896	急傾斜地の崩壊	大倉田 - 2	Ⅱ - 1 - 4941	急傾斜地の崩壊
東田野 5	Ⅱ - 1 - 4897	急傾斜地の崩壊	大倉田 - 2 - 新①	Ⅱ - 1 - 4941 - 新①	急傾斜地の崩壊
東田野 6	Ⅱ - 1 - 4898	急傾斜地の崩壊	中 村 3	Ⅱ - 1 - 4942	急傾斜地の崩壊
西田野 6	Ⅱ - 1 - 4900	急傾斜地の崩壊	中村 3 - 新①	Ⅱ - 1 - 4942 - 新①	急傾斜地の崩壊
西田野 7	Ⅱ - 1 - 4901	急傾斜地の崩壊	白 谷 - 1	Ⅱ - 1 - 4943	急傾斜地の崩壊
西田野 8	Ⅱ - 1 - 4902	急傾斜地の崩壊	白谷 - 1 - 新①	Ⅱ - 1 - 4943 - 新①	急傾斜地の崩壊
田野 - 1	Ⅱ - 1 - 4903	急傾斜地の崩壊	白 谷 - 2	Ⅱ - 1 - 4944	急傾斜地の崩壊
田野 - 2	Ⅱ - 1 - 4904	急傾斜地の崩壊	白 谷 - 3	Ⅱ - 1 - 4945	急傾斜地の崩壊
渡 司 4	Ⅱ - 1 - 4924	急傾斜地の崩壊	笠 岩 - 1	Ⅱ - 1 - 4975	急傾斜地の崩壊
渡 司 5	Ⅱ - 1 - 4925	急傾斜地の崩壊	笠 岩 - 2	Ⅱ - 1 - 4976	急傾斜地の崩壊
渡 司 6	Ⅱ - 1 - 4926	急傾斜地の崩壊	鹿ノ川内 - 1	Ⅱ - 1 - 4977	急傾斜地の崩壊
渡 司 7	Ⅱ - 1 - 4927	急傾斜地の崩壊	鹿ノ川内 - 2	Ⅱ - 1 - 4978	急傾斜地の崩壊
渡 司 8	Ⅱ - 1 - 4928	急傾斜地の崩壊	鹿ノ川内 - 2 - 新①	Ⅱ - 1 - 4978 - 新①	急傾斜地の崩壊
渡 司 9	Ⅱ - 1 - 4929	急傾斜地の崩壊	鹿ノ川内 - 3	Ⅱ - 1 - 4979	急傾斜地の崩壊
渡 司 1 0	Ⅱ - 1 - 4930	急傾斜地の崩壊	鹿ノ川内 - 4	Ⅱ - 1 - 4980	急傾斜地の崩壊
渡 司 1 1	Ⅱ - 1 - 4931	急傾斜地の崩壊	石 原 - 1	Ⅱ - 1 - 4981	急傾斜地の崩壊
今ヶ倉 - 1	Ⅱ - 1 - 4932	急傾斜地の崩壊	中 原 - 3	Ⅱ - 1 - 4987	急傾斜地の崩壊
今ヶ倉 - 1 - 新①	Ⅱ - 1 - 4932 - 新①	急傾斜地の崩壊	荒 襲 - 6	Ⅱ - 2 - 0343	急傾斜地の崩壊
今ヶ倉 - 2	Ⅱ - 1 - 4933	急傾斜地の崩壊	雅 楽	I - 1 - 0620	急傾斜地の崩壊
今ヶ倉 - 3	Ⅱ - 1 - 4934	急傾斜地の崩壊	天 神 川 原	I - 1 - 0621	急傾斜地の崩壊
竹 山 - 1	Ⅱ - 1 - 4935	急傾斜地の崩壊	天神川原 - 新①	I - 1 - 0621 - 新①	急傾斜地の崩壊
竹 山 - 2	Ⅱ - 1 - 4936	急傾斜地の崩壊			
竹 山 - 3	Ⅱ - 1 - 4937	急傾斜地の崩壊			
竹 山 - 4	Ⅱ - 1 - 4938	急傾斜地の崩壊			
竹 山 - 5	Ⅱ - 1 - 4939	急傾斜地の崩壊			

天神川原-新②	I-1-0621-新②	急傾斜地の崩壊	(H-2-3)		
奈 留	I-1-0633	急傾斜地の崩壊	宮崎県延岡市北浦町古江字古江浜2501番55 (H-2-4)	面積 828平方メートル	
奈留-新①	I-1-0633-新①	急傾斜地の崩壊			
妙寺ヶ谷-2	I-1-3240	急傾斜地の崩壊	宮崎県延岡市北浦町古江字古江浜2501番59 (H-2-5)	面積 1,023平方メートル	
天 神 一	I-1-3241	急傾斜地の崩壊			
青 井 岳	I-1-3242	急傾斜地の崩壊	宮崎県延岡市北浦町古江字古江浜2501番59 (H-2-6)	面積 958平方メートル	
青井岳-新①	I-1-3242-新①	急傾斜地の崩壊			
飛 松	II-1-0619	急傾斜地の崩壊			
中河内-1	II-1-5072	急傾斜地の崩壊	日向市竹島町1番2、日向市字堀川168番1 (D-1-1)	延長 1218.4メートル	幅員 20メートル
中河内-2	II-1-5073	急傾斜地の崩壊			
中河内-3	II-1-5074	急傾斜地の崩壊			
飛松-1	II-1-5075	急傾斜地の崩壊			
飛松-2	II-1-5076	急傾斜地の崩壊			
飛松開拓	II-1-5077	急傾斜地の崩壊			
飛松開拓-新①	II-1-5077-新①	急傾斜地の崩壊			
飛松-3	II-1-5078	急傾斜地の崩壊			

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び都城土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 238号

港湾法(昭和25年法律第 218号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課、宮崎県北部港湾事務所において公衆の縦覧に供する。

平成28年3月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

港 名	港 湾 施 設				
	区分	種類	位置(図対象番号)	数 量	能 力
古江港	保管施設	野積場	宮崎県延岡市北浦町古江字古江浜2501番56	面積 979平方メートル	

宮崎県告示第 239号

港湾法(昭和25年法律第 218号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課、宮崎県北部港湾事務所において公衆の縦覧に供する。

なお、港湾施設の概要の公示(平成13年宮崎県告示第 322号)は、廃止する。

平成28年3月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

港 名	港 湾 施 設				
	区分	種類	位置(図対象番号)	数 量	能 力
細島港	係留施設	岸壁	日向市竹島町2番1地先 (C-1-17)	延長 160メートル	水深 7.5メートル
			日向市竹島町3番2 (F-4-2)	面積 40,138平方メートル	アスファルト舗装 35,561平方メートル 未舗装 4,577平方メートル
			日向市竹島町2番1 (F-4-3)	面積 4,690平方メートル	アスファルト

			方メートル	舗装	4 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 なし
		日向市竹島町 3 番 2 (F-4-6)	面積 4,676平方メートル	コンクリート 舗装	
保管 施設	野積 場	日向市竹島町 3 番 2 (H-2-19)	面積 20,196平方メートル	コンクリート 舗装	宮崎県告示第 242号 都市計画法(昭和43年法律第 100号)第63条第 1 項の規定により、平成25年宮崎県告示第 209号による田野都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 平成28年 3 月31日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣
		日向市竹島町 2 番 1 (H-2-20)	面積 14,710平方メートル	アスファルト 舗装	1 施行者の名称 宮崎市 2 都市計画事業の種類及び名称 田野都市計画道路事業 3・5・3号 南原通線 田野都市計画道路事業 3・6・3号 井倉合又線 田野都市計画道路事業 3・6・1号 桜町通線 3 事業施行期間 平成21年 2 月 5 日から平成32年 3 月31日まで 4 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし
		日向市竹島町 3 番 2 (H-2-26)	面積 18,059平方メートル	コンクリート 舗装 13,199平方メートル 未舗装 4,860平方メートル	宮崎県告示第 243号 都市計画法(昭和43年法律第 100号)第63条第 1 項の規定により、平成24年宮崎県告示第 184号による田野都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 平成28年 3 月31日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 240号

港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則(昭和38年宮崎県規則第31条)別表第 4 の荷さばき地、野積場及び駐車場の級地の区域並びに別表第 5 のその他の工作物を設置する用地及びその他の用地の級地の区域は、別添図面に示すとおりとする。

なお、平成27年宮崎県告示第 296号は、廃止する。

平成28年 3 月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

(「別添図面」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部港湾課、宮崎県串間土木事務所、宮崎県中部港湾事務所、宮崎県油津港湾事務所及び宮崎県北部港湾事務所において縦覧に供する。)

宮崎県告示第 241号

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第63条第 1 項の規定により、平成21年宮崎県告示第 260号による日向延岡新産業都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年 3 月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 施行者の名称
日向市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
日向延岡新産業都市計画道路事業 3・4・41号 高砂通線
- 3 事業施行期間
平成15年 4 月14日から平成33年 3 月31日まで

宮崎県告示第 244号

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第63条第 1 項の規定により、平成22年宮崎県告示第79号による宮崎広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年 3 月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 施行者の名称
宮崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
宮崎広域都市計画道路事業 3・3・8号 宮崎駅東通線
- 3 事業施行期間
平成22年 2 月18日から平成31年 3 月31日まで
- 4 事業地
収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

訓 令

宮崎県職員人事評価実施規程をここに公表する。

平成28年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第6号

本 庁
各 出 先 機 関
労 働 委 員 会 事 務 局

宮崎県職員人事評価実施規程

(趣旨)

第1条 職員の人事評価については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 人事評価 能力・行動評価、業績評価及び総合評価の総称をいう。
- (2) 能力・行動評価 職員の職及び職種に応じて発揮することが求められる能力に照らし、職務の遂行において発揮した能力及び行動について、客観的に評価することをいう。
- (3) 業績評価 職員があらかじめ設定した業務目標に対する取組その他の取組により挙げた業績について、客観的に評価することをいう。
- (4) 総合評価 能力・行動評価及び業績評価の結果に基づき、職員の能力及び行動並びに業績について、総合的に評価することをいう。
- (5) 人事評価シート 人事評価の対象となる期間（以下「評価期間」という。）における職員の人事評価を記録する用紙で、職員の職及び職種に応じて総務部長が定めるものをいう。

(人事評価の管理等)

第3条 人事評価に関する事務処理及び人事評価シートの管理は、人事評価システムにより行うものとする。ただし、これにより難い場合は、総務部長が別に定める方法により行うものとする。

(被評価者の範囲)

第4条 被評価者は、一般職に属する職員（総務部長が指定する職員を除く。）とする。

(人事評価の体制)

第5条 人事評価は、1次評価者、2次評価者及び総括評価者（次項において「評価者」という。）が実施するものとする。

2 評価者は、原則として、人事評価に関する研修を受講した被評価者の管理者又は監督者とする。

(評価期間)

第6条 能力・行動評価は、10月1日から翌年9月30日までの期間を評価期間とし、毎年1回実施するものとする。

2 業績評価は、4月1日から9月30日までの期間及び10月1日から翌年3月31日までの期間をそれぞれ評価期間とし、それぞれの期間において1回実施するものとする。

(人事評価の手続)

第7条 被評価者は、人事評価の開始に際し、総括評価者との面談等を行った上で、業務目標を設定するものとする。

- 2 被評価者は、評価期間における能力・行動評価、業績評価及び総合評価について自己評価を行うものとする。
- 3 1次評価者は、被評価者との面談等により前項の自己評価の内容を確認した上で、1次評価を行うものとする。
- 4 2次評価者は、前2項の規定により行われた評価を参考として2次評価を行うものとする。この場合において、前項の1次評価について適正を欠くと認めるときは、1次評価者に再評価を行わせることができるものとする。
- 5 総括評価者は、前3項の規定により行われた評価を参考として評価を行うものとする。この場合において、第3項の1次評価又は前項の2次評価について適正を欠くと認めるときは、当該評価を行った評価者に再評価を行わせることができるものとする。

(人事評価の結果の開示等)

第8条 総括評価者は、被評価者との面談等により人事評価の結果を当該被評価者に開示するとともに、当該人事評価の結果に基づき適切な助言等を行うものとする。

(苦情等への対応)

第9条 被評価者は、人事評価に関する相談及び苦情等の申出を行うことができるものとする。

- 2 被評価者は、前項の相談及び苦情等の申出により解決できなかったもののうち、人事評価の結果に関するものについては、人事課において設置する苦情処理委員会に苦情処理の申出を行うことができるものとする。
- 3 苦情処理委員会は、前項の申出があった場合は、必要な審査等を行い、その結果を申出者及び総括評価者に通知するものとする。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、人事評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成28年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第7号

本 庁
各出先機関

宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程の一部を改正する訓令

宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程（平成元年訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後														
<p>様式第43号</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">不 服 の 申 立 て</td> <td>この督促状について不服があるときは、この督促状を受け取った日の翌日から起算して<u>30日以内</u>に行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請求又は異議申立てをすることができます。審査請求書は最寄りの課又はかいを経由して提出してください。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	不 服 の 申 立 て	この督促状について不服があるときは、この督促状を受け取った日の翌日から起算して <u>30日以内</u> に行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請求又は異議申立てをすることができます。審査請求書は最寄りの課又はかいを経由して提出してください。	[略]		<p>様式第43号</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">審 査 請 求</td> <td> <p>1 この処分について不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して<u>3か月以内</u>に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は最寄りの課又はかいを経由して提出してください。</p> <p>2 処分の取消しの訴えについては、<u>上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません</u>。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して<u>6か月以内</u>に、<u>宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）</u>、提起することができます。</p> <p>なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。</p> <p><u>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。</u></p> <p><u>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</u></p> <p><u>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</u></p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	審 査 請 求	<p>1 この処分について不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して<u>3か月以内</u>に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は最寄りの課又はかいを経由して提出してください。</p> <p>2 処分の取消しの訴えについては、<u>上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません</u>。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して<u>6か月以内</u>に、<u>宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）</u>、提起することができます。</p> <p>なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。</p> <p><u>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。</u></p> <p><u>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</u></p> <p><u>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</u></p>	[略]							
不 服 の 申 立 て	この督促状について不服があるときは、この督促状を受け取った日の翌日から起算して <u>30日以内</u> に行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請求又は異議申立てをすることができます。審査請求書は最寄りの課又はかいを経由して提出してください。														
[略]															
審 査 請 求	<p>1 この処分について不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して<u>3か月以内</u>に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は最寄りの課又はかいを経由して提出してください。</p> <p>2 処分の取消しの訴えについては、<u>上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません</u>。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して<u>6か月以内</u>に、<u>宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）</u>、提起することができます。</p> <p>なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。</p> <p><u>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。</u></p> <p><u>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</u></p> <p><u>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</u></p>														
[略]															
<p>様式第76号</p> <p>[略]</p> <p>※ 調査出力後は内容を十分確認し、内容に誤りがある場合は朱書きで訂正（追加記載が必要な場合は空欄に記入）後、物品管理課へ送付すること。</p>	<p>様式第76号</p> <p>[略]</p> <p>※ 調査出力後は内容を十分確認の上、内容に誤りがある場合は朱書きで訂正し、追加記載が必要な場合は空欄に記入して、物品管理調達課へ送付すること。</p>														
<p>様式第77号（その1）</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>契約保証金額</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	[略]		契約保証金額	[略]	[略]		<p>様式第77号（その1）</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>契約保証金額</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>支払の期日</td> <td>請求書を受理してから 日以内</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	[略]		契約保証金額	[略]	支払の期日	請求書を受理してから 日以内	[略]	
[略]															
契約保証金額	[略]														
[略]															
[略]															
契約保証金額	[略]														
支払の期日	請求書を受理してから 日以内														
[略]															

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この訓令の施行の際現に存するこの訓令による改正前の宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程に定める様式によ

る用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

県議会事務局等の予算執行事務等専決規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成28年 3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第 8 号

県 議 会 事 務 局
 教 育 委 員 会 事 務 局
 人 事 委 員 会 事 務 局
 労 働 委 員 会 事 務 局
 監 査 事 務 局
 警 察 本 部

県議会事務局等の予算執行事務等専決規程の一部を改正する訓令

県議会事務局等の予算執行事務等専決規程（平成19年訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第 1 条 県議会事務局長、 <u>教育長</u> 、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長、監査事務局長及び警察本部長（以下「事務局長等」という。）は、知事の権限に属する事務のうちその所属する部に係る歳入歳出予算の執行に関する事務（宮崎県事務決裁規程（昭和40年訓令第 1 号）に定める知事の決裁すべき事務及び副知事の専決すべき事務を除く。）を専決することができる。	第 1 条 県議会事務局長、 <u>教育次長</u> 、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長、監査事務局長及び警察本部長（以下「事務局長等」という。）は、知事の権限に属する事務のうちその所属する部に係る歳入歳出予算の執行に関する事務（宮崎県事務決裁規程（昭和40年訓令第 1 号）に定める知事の決裁すべき事務及び副知事の専決すべき事務を除く。）を専決することができる。
2 [略]	2 [略]

附 則

この訓令は、平成28年 4月 1日から施行する。

公 告

宮崎県土地利用基本計画（昭和56年宮崎県告示第 746号）を平成28年 3月22日付けで変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第 9 条第14項において準用する同条第13項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

なお、変更に係る土地利用基本計画（計画図）は、宮崎県総合政策部中山間・地域政策課及び諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。

平成28年 3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 変更の理由

計画図

諸塚村独自に農地への進入路整備、耕地の拡張等の事業を実施しており、今後、優良農地として活用できる地域が拡大しつつあることから、農業地域を変更する。

2 5地域区分の変更の概要（面積は、計画図により計測したもの）

(1) 総括表 (単位：ヘクタール)

区 分	変更前の面積	変 更 面 積			変更後の面積
		増	減	差 引	
都市地域	88,747	-	-	-	88,747
農業地域	306,354	544	-	544	306,898
森林地域	592,018	-	-	-	592,018

自然公園 地 域	95,842	-	-	-	95,842
自然保全 地 域	192	-	-	-	192
計	1,083,153	544	-	544	1,083,697
白地地域	6,545	-	-	-	6,545

(2) 変更内容の地域区分別概要 (単位：ヘクタール)

変更に係る 5地域の名称	関係市町村名	変 更 面 積		
		増	減	差 引
農 業 地 域	諸 塚 村	544	-	544

--	--